

函館市予防接種健康被害調査委員会運営要綱

(目的)

第1条 この委員会は、予防接種法（昭和23年法律第68号）の規定に基づき、実施された予防接種において、市民が健康被害を受けたときに適切かつ円滑な処置を図り、もって市民の福祉に寄与することを目的とする。

(調査)

第2条 市長は、健康被害について医学的見地等から必要があると認めるときは、直接委員に次の調査等を依頼するものとする。

- (1) 疾病の状況等に関すること。
- (2) 診療内容について資料収集に関すること。
- (3) 必要な特殊検査または剖検についての助言等に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 市長は、次に掲げる者を委員として選任する。

- (1) 函館市医師会の推薦する医師 2名
- (2) 北海道知事が推薦する専門医師 1名
- (3) 市立函館保健所長

2 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第4条 この委員会の事務局は、市立函館保健所保健予防課に置く。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。